

① 件名
放課後児童支援員の資格要件の拡充について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 「学校教育法の一部を改正する法律」が公布され、大学制度の中に、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が位置づけられることとなった。この制度の設置により、資格要件を定める条例の基準となる「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」（以下「厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」という。）の公布により、関係規定が改正された。</p> <p>【目的】 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で定める放課後児童支援員の資格要件の拡充を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 学校教育法（昭和22年法律第26号） 厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号） 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第38号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する</p> <p>【〔個別計画との整合性〕】 石巻市子ども・子育て支援事業計画 第3部 子ども・子育て支援事業計画 第2章 地域子ども・子育て支援事業の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成29年5月 学校教育法の一部を改正する法律公布（平成31年4月1日施行） 平成30年2月 厚生労働省関係省令の整理等に関する省令公布（平成31年4月1日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>【改正内容】 放課後児童支援員の資格要件となる学校教育法の規定による大学を卒業した者の中に、今回新たに設置される「専門職大学の前期課程を修了した者」を含めるもの。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 放課後児童支援員の資格要件を拡充することで、資格を有する放課後児童支援員の安定的な確保につながり、さらには健全な放課後児童クラブの運営が図られる。</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
他自治体においても同様の改正を行う予定である。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成31年2月 市議会第1回定例会へ石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案（平成31年4月施行）
⑨ その他